

(ご案内) 介護保険 保険料の減免・徴収猶予制度 (災害・収入減少・拘禁)

① 災害で住宅等に著しい損害を受けた場合、② 生計を主として維持している方の死亡・長期入院・失業により収入が著しく減少した場合、③ 刑事施設等に収容された場合、のいずれかに該当する場合で、納付困難な方については、申請により、保険料が減免・徴収猶予されます。

対象となる方

○減 免：申請月から最長で1年間、保険料額を減免します。

下記①から③のいずれかに該当する方。

- ① 災害により、被保険者本人または被保険者の世帯の生計をおもに維持する方が所有する住宅・家財が半焼（半壊）以上の損害を受けた場合。 [1/2 減額]
- ② 被保険者の世帯の生計をおもに維持する方の死亡、長期入院、事業の休廃止、失業などにより、その後1年間の収入が著しく減少し、かつ、本市で定める基準を下回る見込みの場合（自己都合による退職や定年退職は除きます。）。[1/2 減額]
- ③ 刑事施設等に収容された場合（1か月以上）。[免除]

減免・猶予内容

○減 免：申請月から最長で1年間、保険料額を1/2 減額または免除します。

※申請が遅れると減免の適用となる期間が減じるため早急にご提出下さい。

○徴収猶予：保険料の各納期限を最大1年後になります。

申請に必要なもの

- 『介護保険料（徴収猶予・減免）申請書』
- 『収入見込額計算書』（収入減少の場合のみ）
- 事由発生を証明できるもの、収入減少を証明できるもの（下表参照）

	減免等事由	事由発生を証明	収入減少を証明
①	災害	り災証明書	
②	障害、長期入院	医師の診断書	・課税証明書
	事業の損失・廃止	申告書、決算書、法人登記簿等	・給与明細書
	失業	失業証明書等	・申告書
	農業の不作	農業共済の保険適用を証する書類	等
③	収容・拘禁	在監証明書	

申請窓口・問合せ先

減免・猶予の申請手続きやお問い合わせは、各区の保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室で受け付けています。

- 中央区 TEL 043(221)2198
- 稻毛区 TEL 043(284)6242
- 緑区 TEL 043(292)9491

- 花見川区 TEL 043(275)6401
- 若葉区 TEL 043(233)8264
- 美浜区 TEL 043(270)4073

(ご案内) 介護保険 保険料の減免制度 (低所得者に対する本市独自の減免)

「保険料段階」が第2・第3段階の方で、収入や資産などの状況が下記の基準のすべてに該当する方については、申請により介護保険料が減額されます。

対象となる方

「保険料段階」が第2・第3段階の方で、収入や資産などの状況が下記①～③のすべてに該当する方。

①収入

世帯の前年1年間の収入額が、1人世帯で150万円以下、2人世帯で200万円以下、3人以上の世帯は1人増えるごとに50万円加算した金額以下となっている。

②扶養

所得税又は個人市町村民税の扶養控除において、世帯を別にする方の扶養親族となっているない方。また、健康保険などの医療保険において、世帯を別にする方の被扶養者となっているない方。

③資産

世帯の預貯金等が、1人世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下。また、居住用や世帯の収入を得るために土地や家屋を所有していない方。

減免内容

申請月から年度末まで、第1段階相当額に保険料を減額します。

申請に必要なもの

- 『介護保険料（徴収猶予・減免）申請書』
- 『介護保険料減免のための収入等申告書』（様式第2号）
- 収入や資産の状況を証明できるもの
 - ・収入：源泉徴収票、年金振込通知書、確定申告書、贈与税申告書 等
 - ・資産：通帳、固定資産税納税通知書中の課税明細書 等

申請窓口・問合せ先

減免の申請手続きやお問合せは、各区の保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室で受け付けています。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ○中央区 TEL 043(221)2198 | ○花見川区 TEL043(275)6401 |
| ○稲毛区 TEL 043(284)6242 | ○若葉区 TEL043(233)8264 |
| ○緑区 TEL 043(292)9491 | ○美浜区 TEL043(270)4073 |